

平成 30 年度家庭教育普及啓発業務  
提案説明書

平成 30 年 6 月  
札幌市教育委員会  
生涯学習部生涯学習推進課

## 平成 30 年度家庭教育普及啓発業務提案説明書

### 1 業務の名称

平成 30 年度家庭教育普及啓発業務

### 2 業務概要

#### (1) 目的及び業務内容

別添 1 「仕様書」のとおり

※仕様書における業務内容は現時点の予定であり、実際の契約にあたっては、本企画競争での提案内容やその後の協議により、内容を調整する場合がある。

#### (2) 予算上限額

2,500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

なお、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

#### (3) 業務委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

### 3 参加資格

応募者は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている事業者であること。

(2) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定後の者はこの限りでない。

(5) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有し、法人格を有する者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

### 4 参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。

なお、様式任意の場合を除き、指定の様式を用いない提出書類等は受付しないものとする。

#### (1) 提案説明書等の入手先

提案説明書及び仕様書等については、平成 30 年 6 月 11 日（月）から札幌市公式ホームページ内にて公開する。

[URL]<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/renke/kakyopuropo.html>

#### (2) 提出書類

下記アは1部、イ～カは各10部（正本1部、副本9部）提出すること。

ア 企画競争参加申出書（様式1）

イ 企画提案者概要（様式2）

ウ 業務実施体制及び過去の業務実績（様式3）

エ 企画提案書（様式任意）

オ 業務実施工程表（様式任意）

カ 積算書（様式任意）

※ア～カの作成にあたっては、文字サイズを10.5ポイント以上、紙サイズは原則A4判とすること。

※エは、片面印刷30枚を上限とする。

※カに記載する金額は、積算した契約希望金額の108分の100に相当する金額とすること。また、積算根拠を明記すること。

なお、この積算額については契約額を確約するものではない。あくまでも参考資料とし、評価の対象には含まない。

(3) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出先

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目S T V北2条ビル4階  
札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 担当：山本

(4) 提出期限

平成30年7月10日（火）17時15分 必着

(5) その他

ア 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

イ 提出する提案は1案とする。提出期限後の資料追加及び変更は認めない。

ウ 全ての提出された書類は返却しない。

エ 企画競争参加申出書を提出した後に参加を取りやめる場合、取下願（様式4）を提出すること。

5 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問については、「質問書」（様式5）にて行うこと。

(1) 質問の受付

ア 受付期間

平成30年6月11日（月）から平成30年7月2日（月）17時15分まで

イ 提出方法

電子メール又はFAX

なお、電子メールでの送付の場合、件名は「平成30年度家庭教育普及啓発業務企画提案に係る質問」とすること。

ウ 提出先

札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 担当：山本、寺崎

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は個別に行い、質問者の氏名等を伏せた上で原則として札幌市公式ホームページにて公開する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、「質問書」(様式5)以外での電話、来庁その他の手段による質問及び受付期間以外の質問については回答しない。

6 審査

提出された企画提案は、札幌市職員からなる「平成30年度家庭教育普及啓発業務企画競争実施委員会」において、審査基準に示す項目による総合点数方式で審査する。審査の結果、評価点が高い順に契約候補者として選定する。

(1) 審査基準

別添2「平成30年度家庭教育普及啓発業務委託先選定基準表」のとおり

(2) 審査方法

提出された企画提案書等について、別添2の審査基準に基づく書類審査を行う。

加えて、全ての企画提案者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日程(予定) : 平成30年7月19日(木)

イ 会場(予定) : 札幌市教育委員会 委員会会議室

ウ 実施方法

本市の指定した時刻から、順次個別に行う。企画提案者1者あたり、プレゼンテーションは20分程度、ヒアリングは10分程度をそれぞれ目安として行う。

エ 企画提案者1者あたりの出席人数は、3名以内とする。

オ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない事業者の提案は、取り下げたものとみなす。

カ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。当日の説明資料の作成及びその使用は認めない。

(4) 選定結果の通知方法

選定の結果は、平成30年7月25日(水)(予定)に文書により通知する。

7 契約候補者との協議及び契約

(1) 実施委員会の審査において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。

なお、評価点が高同点の企画提案者があるときは、別添2の審査基準のうち「1(3)企画提案内容の評価」の項目において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。この項目も同点であった場合には、くじ引きにより契約候補者を決定する。

(2) 企画提案者が1者のみであった場合、実施委員会の審査により最低基準点(総評価点の6割)を超えた場合に限り、契約候補者として決定する。

なお、この1者の提案が最低基準点を下回った場合、評価項目・参加資格等を見直し、改めて企画競争を実施する。

- (3) 本業務は、審査によって選定された1者との随意契約により、契約を締結することを原則とする。契約候補者には別途、見積書の提出を求める。
- (4) 選定された1者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は契約候補者の本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次2位以降の者を繰り上げて、その者と契約に向けた協議を行う。
- (5) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、選定された者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。
- (6) 契約手続きは、札幌市契約規則の定めるところによる。
- (7) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

## 8 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知する。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

## 9 参加資格の喪失

本件企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

## 10 失格要件

次の各号に該当する場合には、実施委員会において審査の上、失格となる場合があ

る。

- (1) 見積内容が予算額を超過する場合
- (2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 総合得点満点の60%を最低基準点とし、この最低基準点に満たない場合
- (4) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない場合
- (5) その他実施委員会において不相当と判断した場合

#### 11 公募スケジュール（予定）

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 企画提案の公募開始      | 平成30年6月11日（月） |
| (2) 質問書の受付期限       | 平成30年7月2日（月）  |
| (3) 参加意向申出書等の提出期限  | 平成30年7月10日（火） |
| (4) 審査（書類審査、ヒアリング） | 平成30年7月19日（木） |

なお、質問書及び参加意向申出書等については、それぞれの期日の17時15分必着とする。

#### 12 問い合わせ先

札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 担当：山本、寺崎  
〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4階  
TEL：011-211-3872 FAX：011-211-3873 E-mail：manabi@city.sapporo.jp